

**1. 基本情報**

- (1) 国名：タジキスタン共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ソグド州及びハトロン州東部
- (3) 案件名：ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画  
(The Project for Improvement of Equipment for Road Maintenance in Sughd Region and the Eastern Part of Khatlon Region)
- (4) 事業の要約：ソグド州及びハトロン州東部において、幹線道路整備を担う道路管理局（所在地：ソグド州ホジャンド市及びハトロン州クリャブ市）の道路維持管理機材を整備することにより、同道路管理局の道路維持管理能力を向上させるもの。

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
内陸国のタジキスタンには、約 30,000 kmの道路網が整備されており、国内の物流だけでなく、周辺国との交易を担う主要な経済インフラとなっている。現在では道路輸送が旅客輸送の 90%、貨物輸送の 68%を占めている（道路維持管理システム調査、JICA タジキスタン支所、2011 年）。同道路網の大部分は旧ソ連時代に建設されたものであるが、経年及び 1991 年の独立後の内戦による損傷・老朽化が、移動・輸送コストの増大をもたらしている。こうした課題を解決するため、同国政府の「2025 年までのタジキスタン共和国国家運輸開発特別プログラム」（2011 年）は、幹線道路の建設・改修及び維持管理を重要目標として位置づけており、道路の補修と維持管理に必要な機材・人材の更なる質の向上が喫緊の課題となっている。

対象地域となるソグド州及びハトロン州はタジキスタン国民の約 64%（約 490 万人）が居住する人口密集地であり、本事業対象道路管理局は近隣諸国・国内各州に通ずる約 5,773km の道路の維持管理を担っている。本事業を通じて国際・国内物流の要であるこれらの当該道路が適切に維持管理されることで、タジキスタン全土及び周辺地域の経済発展に寄与することが期待される。

(2) 道路セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、対タジキスタン共和国国別援助方針及び対タジキスタン JICA 国別分析ペーパーの協力方針における重点分野「経済インフラ整備」に合致するものである。また、無償資金協力「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」（2012 年）及び今次案件実施によりタジキスタン国内全 6 道路管理局のうち、4 道路管理局の機材が整備される。

（当該分野における主な協力実績）

- ・無償資金協力「ドゥスティ～ニジノピャンジ間道路整備計画（I 期・II 期）」（2006 年）
- ・無償資金協力「クルガンチュベ～ドゥスティ間道路改修計画（I 期・II 期）」（2008 年）
- ・無償資金協力「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」（2012 年）

・技術協力「道路維持管理能力向上プロジェクト」(2013年～2016年)

(2) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、中国等が道路整備、道路建設機材整備に対する資金協力を実施した実績がある。

(3) 本事業を実施する意義

本事業対象地域はタジキスタン国民の半数以上が居住する人口密集地であり、国際・国内物流の要となる当該道路が適切に維持管理されることは、タジキスタン国内及び周辺地域の経済発展に資するものである。また、本事業は我が国の協力方針に合致することから、無償資金協力として本事業の実施意義は高い。

### 3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業はソグド道路管理局及びクリャブ道路管理局において道路維持管理機材を整備することにより、各道路管理局が所管する道路の適切な維持管理を図り、もって移動・輸送の効率化に寄与するものである。

② 事業内容

1) 土木工事、調達機器等の内容

【機材】道路維持管理機材（道路補修機材（アスファルト・骨材プラント含）、除雪・融雪機材、災害対応機材、作業支援機材等。詳細は調査により確認）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

調査により確認する。

3) 調達・施工方法：調査により確認する

③ 他の JICA 事業との連携

なし。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

タジキスタン運輸省 (Ministry of Transport of the Republic of Tajikistan)

② 他機関との連携・役割分担

なし。

③ 運営／維持管理体制

実施機関は運輸省、機材整備後の運用及び維持管理は運輸省の下部機関である対象地域の道路管理局 2 か所が担う。運輸省は我が国の無償案件を含む類似案件の経験を有し実施能力に問題は無い。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項

対象地域であるソグド州及びハترون州の貧困率はそれぞれ 52.5%、50.2% (2012年 JICA 国別貧困プロファイル) であり、貧困対策案件に該当する。

(5) その他特記事項

なし。

**4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用**

本事業への教訓として、近隣諸国において実施された道路維持管理機材整備の評価等では、現地語の機材維持管理マニュアルが整備されなかったことにより機材の修理等に時間を要したことが指摘されている。本事業では、協力準備調査において実施機関の機材の維持管理能力を確認した上で、現地語対応の機材維持管理整備マニュアルの整備を行う。

以 上

[別添資料] 地図

[別添資料]

案件地図

